

文化庁長官 宮田 亮平 様  
文化審議会会長 馬淵 明子 様  
経済産業大臣 世耕 弘成 様

資料 2

## 要 望 書

### 「和装(きもの文化)」のユネスコ無形文化遺産登録の実現について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、私どもは、日本の伝統的衣装文化である「きもの文化」のユネスコ無形文化遺産登録を目指して活動してまいりました。

去る2月22日に文化庁において報道発表されました資料によりますと、和装を含む生活文化について、「我が国の文化の中で共有され、受け継がれてきた無形文化遺産として位置づけるための調査研究を行い、(ユネスコへの)提案対象とすることを検討すべき」「保護措置や提案の内容等について、関係団体等の協力も得ながら、十分に検討することが必要である。」との当面の対応が示されました。\* ( ) は当方で加筆

つきましては、「きもの文化」のユネスコ無形文化遺産登録に向けて、関係団体が一体となって要望いたしますので、生活文化である和装の調査研究とその検討について、一早くお取り組みいただきますよう、格別のご配慮をお願い申し上げます。

なお、「きもの文化」のユネスコ無形文化遺産登録に関する提案書及び現時点の賛同団体一覧を添付させていただきましたので、ご高覧いただければ幸いです。

謹白

平成29年5月29日

一般財団法人 大日本蚕糸会	会 頭	小林 芳雄
一般社団法人 全日本きもの振興会	会 長	野瀬 兼治郎
一般社団法人 日本絹人織織物工業会	会 長	渡邊 隆夫
公益財団法人 京都和装産業振興財団	理事長	池田 佳隆
全国染色協同組合連合会	理事長	池田 佳隆
全国染織連合会	会 長	竹鼻 進
全国和装学院連絡会	会 長	市田 ひろみ
全日本和裁連絡協議会	会 長	手島 明彦
特定非営利活動法人 和装教育国民推進会議	議 長	近藤 典博
日本きもの連盟	会 長	奥山 功

# 「きもの文化」 ユネスコ無形文化遺産登録に向けた提案 構成

## I はじめに

## II 「きもの文化」の定義と特徴

### 1 「きもの文化」の定義

名称「きもの文化：日本の伝統的な衣装文化」

### 2 「きもの文化」の特徴

「きもの」を通して、日本のこころや文化を具現化したところにある。

- (1) 日本のこころや文化を継承
- (2) 伝統文化・伝統芸能に象徴される生活文化との連続性
- (3) 四季の豊かな日本の自然観・美意識を表現
- (4) 「きもの文化」を支える技術と技法

### 3 「きもの文化」に関わる人々（保持者と実践者）

#### 対象範囲（関係する社会、集団）

○日本国内すべての地域、世代を超えた多くの人々

- (1) 家庭
- (2) 祭・伝統行事や伝統文化・伝統芸能関係者
- (3) 生産者（職人）
- (4) 流通関係者
- (5) 教育関係者や着付け講師（きものコーディネーター）
- (6) 同好グループ

## III 「きもの文化」の保護・継承に向けて

### 1 これまでの保護措置

- (1) 「きもの文化」に関する教育
- (2) 「きもの文化」に親しむ環境づくり
- (3) 「きもの」の生産に携わるものづくりの職人の支援・育成
- (4) 伝統と文化のものづくり産業の振興・普及啓発

### 2 今後の保護措置に関する提案

# 「きもの文化：日本の伝統的な衣装文化」とは 「 KIMONO : The traditional costume of Japan 」

## 日本のこころや文化を継承

- ・「きもの」は、世代を超え、大切に引き継がれる。「もったいない」という精神に通じる。
- ・人生の節目の儀式や年中行事に欠かせない文化として、家族や地域との絆を強化し、おもてなしのこころに通じる。

### 自然や季節の移ろいを反映した、美意識を表現

- ・「きもの」の意匠は、季節や風物が随所に表現され、他の芸術や工芸にも多様に取り入れられている。
- ・季節に応じた装いを楽しむことができる。

### 生活文化との連続性

- ・茶道や華道、能楽をはじめとする伝統文化や伝統芸能だけでなく、寺社の儀礼装束とも密接に関わる。
- ・衣食住を構成するものとして、生活文化に不可欠。

### 「きもの文化」を支える技術と技法

- ・気候風土に応じた地域独自の素材を活用。
- ・持続可能なものづくりの技術と技法が発達。



「きもの文化：日本の伝統的な衣装文化」と題し、  
「きもの」とともに、日本が創り上げてきた文化であり、こころや精神を体現する  
「社会的慣習」として提案。